

結 果 の 概 要

I 少年鑑別所

1 収容状況

令和6年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は397人であり、前年（365人）に比べ32人（8.8%（前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。））増加している。男女別では、男子が358人（構成比90.2%）、女子が39人（同9.8%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。

平成27年を100とした指数で見ると、令和6年は、総数（男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。）が65（男子63、女子が81）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区	分	平成27年	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
人員	総数	613	533	464	447	378	343	301	304	365	397
	男	565	491	425	406	341	310	270	272	328	358
	女	48	42	39	40	37	33	31	31	36	39
指数	総数	100	87	76	73	62	56	49	50	60	65
	男	100	87	75	72	60	55	48	48	58	63
	女	100	88	81	83	77	69	65	65	75	81

（注）1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下この結果の概要において同じ。）。

2 少年鑑別所の統計表（以下記載を省略。）の1表（少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「24-00-01」。以下統計表番号のみ記載。）参照

2 新収容人員

令和6年における新収容人員は6,012人で、前年（5,451人）に比べ561人（10.3%）増加している。男女別では、男子が5,428人（構成比90.3%）、女子が584人（同9.7%）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりである。

平成27年を100とした指数で見ると、令和6年は、総数が66（男子が65、女子が81）となっている。

第2表 新収容人員の推移

区	分	平成27年	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
人員	{ 総数 男 女	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568	4,658	5,451	6,012
		8,413	7,397	6,500	6,095	5,176	4,691	4,096	4,176	4,899	5,428
		719	659	609	617	573	506	472	482	552	584
指数	{ 総数 男 女	100	88	78	73	63	57	50	51	60	66
		100	88	77	72	62	56	49	50	58	65
		100	92	85	86	80	70	66	67	77	81

（注）1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他（引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない（用語の解説参照）。

2 1表（24-00-01）参照

3 新収容者の年齢

令和6年における新収容者の人員は5,574人で、前年（5,102人）に比べ472人（9.3%）増加している。男女別では、男子が5,036人（構成比90.3%）、女子が538人（同9.7%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（令和6年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が23.3%と最も高く、次いで17歳が20.7%、18歳が19.3%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の23.6%、17歳の20.7%に次いで、18歳が19.9%の順となっている。

女子は16歳の22.9%、17歳の20.6%に次いで、19歳が20.4%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区 分	総数	年少				中間			年長				
		少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上	
人 員	総数	5,574	962	81	338	543	2,172	1,019	1,153	2,440	1,073	1,299	68
	男	5,036	846	70	296	480	1,938	896	1,042	2,252	1,000	1,189	63
	女	538	116	11	42	63	234	123	111	188	73	110	5
構成比	総数	100.0	17.3	1.5	6.1	9.7	39.0	18.3	20.7	43.8	19.3	23.3	1.2
	男	100.0	16.8	1.4	5.9	9.5	38.5	17.8	20.7	44.7	19.9	23.6	1.3
	女	100.0	21.6	2.0	7.8	11.7	43.5	22.9	20.6	34.9	13.6	20.4	0.9
前年の構成比		100.0	16.8	1.5	5.4	9.9	37.0	18.1	19.0	46.1	19.9	25.2	1.0

（注）1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（令和5年）の総数に対しての構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。

3 6表（24-00-06）参照

4 新収容者の非行名

令和6年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯、第5種少年院への収容の別で見ると、刑法犯が80.8%、特別法犯が17.3%、ぐ犯が1.8%、第5種少年院への収容が0.1%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから傷害（23.7%）、窃盗（23.3%）、詐欺（7.6%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男子は傷害（24.1%）、窃盗（23.3%）、詐欺（7.4%）の順となっている。

女子は窃盗（23.6%）、傷害（19.7%）、詐欺（9.3%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	5,574	100.0 (100.0)	5,036	100.0	538	100.0
刑 法 犯	4,505	80.8 (77.6)	4,092	81.3	413	76.8
公 務 執 行 妨 害	42	0.8 (0.6)	39	0.8	3	0.6
放 火	20	0.4 (0.5)	12	0.2	8	1.5
住 居 侵 入	85	1.5 (1.5)	79	1.6	6	1.1
不同意わいせつ・不同意性交等	313	5.6 (5.3)	311	6.2	2	0.4
殺 人	24	0.4 (0.5)	18	0.4	6	1.1
傷 害	1,321	23.7 (22.6)	1,215	24.1	106	19.7
過 失 運 転 致 死 傷	56	1.0 (1.2)	52	1.0	4	0.7
窃 盗	1,300	23.3 (23.3)	1,173	23.3	127	23.6
強 盗	246	4.4 (3.5)	225	4.5	21	3.9
詐 欺	421	7.6 (7.4)	371	7.4	50	9.3
恐 喝	310	5.6 (5.1)	277	5.5	33	6.1
暴力行為等処罰に関する法律	59	1.1 (1.2)	51	1.0	8	1.5
そ の 他	308	5.5 (5.2)	269	5.3	39	7.2
特 別 法 犯	963	17.3 (20.2)	870	17.3	93	17.3
覚 醒 剤 取 締 法	64	1.1 (1.0)	40	0.8	24	4.5
道 路 交 通 法	247	4.4 (5.0)	241	4.8	6	1.1
毒物及び劇物取締法	-	- (-)	-	-	-	-
そ の 他	652	11.7 (14.2)	589	11.7	63	11.7
ぐ 犯	103	1.8 (2.1)	72	1.4	31	5.8
第5種少年院への収容	3	0.1 (0.0)	2	0.0	1	0.2

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 「第5種少年院への収容」には、少年法第66条第1項の決定に係る事件の手續による入所を含む（以下この結果の概要において同じ。）。

3 ()内の数は、前年の構成比である。

4 7表(24-00-07)から9表(24-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

令和6年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者（今回の入所を含めて入所2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が72.1%、再入者が27.9%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	5,574	4,021	1,118	301	91	43
(構 成 比)	(100.0)	(72.1)	(20.1)	(5.4)	(1.6)	(0.8)
前年の構成比	100.0	72.8	19.0	5.8	1.6	0.8

(注) 12表(24-00-12) 参照

6 新収容者の非行時の身上

令和6年における新収容者の非行時の身上及び構成比は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが25.9%、該当なしが74.0%となっている。男女別では、該当ありの男子が27.0%、女子が15.8%、該当なしの男子が72.9%、女子が84.2%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（16.0%）、2号観察中（4.4%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	5,574	100.0	(100.0)	5,036	100.0	538	100.0
該	当	1,443	25.9	(25.6)	1,358	27.0	85	15.8
1	号 観 察 中	891	16.0	(15.4)	837	16.6	54	10.0
2	号 観 察 中	246	4.4	(5.2)	234	4.6	12	2.2
特 定	1 号 観 察 中	199	3.6	(3.0)	191	3.8	8	1.5
特 定	2 号 観 察 中	23	0.4	(0.2)	23	0.5	—	—
試 験	観 察 中	10	0.2	(0.3)	8	0.2	2	0.4
	補 導 委 託	64	1.1	(1.1)	55	1.1	9	1.7
刑 執 行	猶 予 中	—	—	(—)	—	—	—	—
施 設	在 所 中	10	0.2	(0.3)	10	0.2	—	—
該	当	4,126	74.0	(74.3)	3,673	72.9	453	84.2
不	詳	5	0.1	(0.1)	5	0.1	—	—

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 13表(24-00-13) 参照

7 新収容者の居住状況

令和6年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が77.8%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が6.8%、浮浪が3.2%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子78.7%、女子69.0%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が9.7ポイント低くなっている。その一方で、施設が5.2%（男子2.1%）、浮浪が5.6%（男子3.0%）、同棲が3.9%（男子2.0%）、アパート・下宿・間借り・寮が8.2%（男子6.7%）、知人宅が3.7%（男子2.5%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	5,574	100.0	(100.0)	5,036	100.0	538	100.0
家 族 と 居 住	住 宅	4,336	77.8	(77.1)	3,965	78.7	371	69.0
同 棲	住 宅	124	2.2	(2.2)	103	2.0	21	3.9
アパート・下宿・間借り・寮	住 宅	380	6.8	(7.4)	336	6.7	44	8.2
住 込 み	住 宅	41	0.7	(0.7)	39	0.8	2	0.4
作 業 員 宿 舎	住 宅	28	0.5	(0.3)	27	0.5	1	0.2
知 人	住 宅	144	2.6	(3.2)	124	2.5	20	3.7
施 設	住 宅	134	2.4	(2.7)	106	2.1	28	5.2
不 良 者 の 居 所	住 宅	29	0.5	(0.5)	28	0.6	1	0.2
不 浮 浪	住 宅	179	3.2	(2.2)	149	3.0	30	5.6
旅 館 ・ ホ テ ル	住 宅	21	0.4	(0.7)	15	0.3	6	1.1
不 定	住 宅	121	2.2	(2.3)	108	2.1	13	2.4
そ の 他	住 宅	13	0.2	(0.1)	12	0.2	1	0.2
不 詳	住 宅	24	0.4	(0.5)	24	0.5	—	0.0

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(24-00-17)参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

令和6年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が38.3%、関係のない者が59.7%となっている。

なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、傷害(29.7%)、窃盗(21.5%)、詐欺(7.7%)の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗(24.4%)に次いで傷害(20.1%)、不同意わいせつ・不同意性交等(8.7%)となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法(あり58.7%、なし38.9%)、強盗(あり52.0%、なし45.9%)においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し	不詳	
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [5,574]	38.3 [2,136]	5.7 [317]	24.9 [1,387]	6.4 [354]	1.4 [78]	59.7 [3,329]	2.0 [109]		
		(100.0)					(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(81.3)	38.5	6.2	24.2	6.9	1.2	(80.5)	59.5	2.0
公 務 執 行 妨 害	100.0	(0.9)	45.2	7.1	26.2	9.5	2.4	(0.7)	54.8	－
放 火	100.0	(－)	－	－	－	－	－	(0.6)	100.0	－
住 居 侵 入	100.0	(0.9)	22.4	4.7	11.8	3.5	2.4	(2.0)	77.6	－
不同意わいせつ・不同意性交等	100.0	(1.0)	6.7	3.5	3.2	－	－	(8.7)	93.0	0.3
殺 人	100.0	(0.0)	4.2	－	－	4.2	－	(0.7)	91.7	4.2
傷 害	100.0	(29.7)	48.0	7.3	29.8	10.1	0.9	(20.1)	50.7	1.3
過 失 運 転 致 死 傷	100.0	(1.0)	39.3	3.6	28.6	7.1	－	(1.0)	57.1	3.6
窃 盗	100.0	(21.5)	35.4	6.7	23.1	4.6	1.0	(24.4)	62.4	2.2
強 盗	100.0	(6.0)	52.0	7.7	31.7	10.2	2.4	(3.4)	45.9	2.0
詐 欺	100.0	(7.7)	39.2	2.6	23.8	10.0	2.9	(7.1)	56.1	4.8
恐 喝	100.0	(6.4)	44.2	5.5	29.7	7.7	1.3	(5.1)	54.5	1.3
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(1.1)	39.0	10.2	23.7	5.1	－	(1.0)	57.6	3.4
そ の 他	100.0	(5.0)	34.7	8.1	22.1	3.9	0.6	(5.8)	63.0	2.3
特 別 法 犯	100.0	(17.9)	39.7	3.2	29.4	4.5	2.6	(16.9)	58.3	2.1
覚 醒 剤 取 締 法	100.0	(1.0)	32.8	1.6	23.4	1.6	6.3	(1.2)	64.1	3.1
道 路 交 通 法	100.0	(6.8)	58.7	6.1	37.7	12.6	2.4	(2.9)	38.9	2.4
毒物及び劇物取締法	100.0	(－)	－	－	－	－	－	(－)	－	－
そ の 他	100.0	(10.1)	33.1	2.3	26.8	1.7	2.3	(12.7)	65.0	1.8
ぐ 犯	100.0	(0.8)	17.5	4.9	11.7	－	1.0	(2.5)	81.6	1.0
第5種少年院への収容	100.0	(－)	－	－	－	－	－	(0.1)	100.0	－
前 年 の 構 成 比	100.0		35.1	5.6	24.0	4.4	1.1		63.0	1.9

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 21表(24-00-21)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

令和6年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者(第9表中の「あり」)は14.1%、使用していない者(同「なし」)は84.8%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は13.8%、女子は17.1%となっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は麻薬(大麻)が9.6%、麻薬(大麻を除く)・あへんが2.7%、覚醒剤が0.9%の順、女子は麻薬(大麻)が6.7%、覚醒剤が5.8%、麻薬(大麻を除く)・あへんが3.0%の順となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	5,574	100.0	(100.0)	5,036	100.0	538	100.0
あ	り	787	14.1	(15.8)	695	13.8	92	17.1
麻薬(大麻を除く)・あへん		150	2.7	(1.8)	134	2.7	16	3.0
麻薬(大麻)		518	9.3	(12.2)	482	9.6	36	6.7
覚醒剤		78	1.4	(1.2)	47	0.9	31	5.8
有機溶剤		1	0.0	(-)	1	0.0	-	-
指定薬物		5	0.1	(0.1)	4	0.1	1	0.2
その他の		35	0.6	(0.6)	27	0.5	8	1.5
なし		4,726	84.8	(83.2)	4,284	85.1	442	82.2
不詳		61	1.1	(1.0)	57	1.1	4	0.7

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表(24-00-21)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

令和6年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が30.1%と最も高く、次いで少年院送致(特定)が21.5%、在宅保護のうち保護観察(以下本項において「保護観察」という。)が17.9%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が22.0%と最も高く、次いで少年院送致が18.2%、保護観察(特定)が18.1%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察は、保護観察(特定)と保護観察64条1項2号が88.7%、保護観察と在宅保護 保護観察が82.6%、保護観察(特定)と保護観察64条1項1号が68.2%、少年院送致は、少年院送致(特定)が62.9%、少年院送致が58.1%、第5種少年院への収容が100.0%となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等		鑑別判定	総数	保護観察(特定)	児童自立支援施設・児童福祉施設送致	保護処分				知事・児童相談所長送致	検送官政	検送官政(特定)	検送官政(特定2号)	審判開始・不処分	審判開始・不処分(特定)	観測措置取消	観測措置取消(特定)	試験観察	試験観察(特定)	その他	その他(特定)
						少年院送致	少年院送致(特定)	少年院送致(特定)	少年院送致(特定)												
人員	総数	5,574	1,224	1,007	109	1,014	811	2	26	60	56	43	13	35	324	234	422	186	4	4	
	保護観察(特定)	12	9	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	
	在宅保護観察	13	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	1	—	—	
	在宅保護その他	995	822	—	—	9	—	—	5	—	—	—	2	—	37	—	120	—	—	—	
	特定少年の特例 保護観察64条1項1号	34	7	—	3	3	—	—	11	—	—	—	—	—	—	1	—	9	—	—	
	特定少年の特例 保護観察64条1項2号	22	—	15	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2	—	
	少年院送致	773	—	686	—	—	8	—	—	—	—	1	—	7	—	—	21	—	49	—	
	少年院送致(特定)	1,677	357	—	14	974	—	—	2	4	—	—	5	—	47	—	272	—	2	—	
	第5種少年院への収容	1,199	—	267	—	—	754	—	—	—	7	5	—	7	—	—	32	—	126	—	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	保護不適検察官送致	157	21	—	91	13	—	—	8	—	—	—	2	—	2	—	—	20	—	—	
	保護不適その他	3	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保護不適検察官送致(特定)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	
	保護不適その他(特定)	146	—	20	—	—	35	—	—	3	36	33	—	3	—	—	6	—	8	—	
	保留(特定)	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	判定未了(特定)	55	4	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46	—	—	—	—	
	判定未了(特定)	71	—	13	—	4	—	—	—	9	8	5	—	5	—	—	27	—	—	—	
その他(特定)	192	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2	—	187	—	—	—	1		
構成比	総数	(100.0)	100.0	22.0	18.1	2.0	18.2	14.5	0.0	0.5	1.1	1.0	0.8	0.2	5.8	4.2	7.6	3.3	0.1	0.1	
	保護観察(特定)	(0.2)	100.0	75.0	—	—	8.3	—	—	—	—	—	—	8.3	—	—	8.3	—	—	—	
	在宅保護観察	(0.2)	100.0	—	30.8	—	—	—	—	—	—	—	—	61.5	—	—	—	7.7	—	—	
	在宅保護その他	(17.9)	100.0	82.6	—	—	0.9	—	0.5	—	—	—	0.2	—	3.7	—	12.1	—	—	—	
	特定少年の特例 保護観察64条1項1号	(0.6)	100.0	20.6	—	8.8	8.8	—	32.4	—	—	—	—	—	2.9	—	26.5	—	—	—	
	特定少年の特例 保護観察64条1項2号	(0.4)	100.0	—	68.2	—	—	18.2	—	—	—	—	—	—	—	—	4.5	—	9.1	—	
	少年院送致	(13.9)	100.0	—	88.7	—	—	1.0	—	—	—	0.1	—	0.9	—	2.7	—	6.3	—	0.1	
	少年院送致(特定)	(30.1)	100.0	21.3	—	0.8	58.1	—	0.1	0.2	—	—	0.3	—	2.8	—	16.2	—	0.1	—	
	第5種少年院への収容	(21.5)	100.0	—	22.3	—	—	62.9	—	—	0.6	0.4	—	0.6	—	2.7	—	10.5	—	0.1	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(0.0)	100.0	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保護不適検察官送致	(2.8)	100.0	13.4	—	58.0	8.3	—	5.1	—	—	—	1.3	—	1.3	—	12.7	—	—	—	
	保護不適その他	(0.1)	100.0	33.3	—	—	33.3	—	—	33.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保護不適検察官送致(特定)	(0.0)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保護不適その他(特定)	(2.6)	100.0	—	13.7	—	—	24.0	—	2.1	24.7	22.6	—	2.1	—	4.1	—	5.5	—	1.4	
	保留(特定)	(0.0)	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	判定未了(特定)	(1.0)	100.0	7.3	—	—	9.1	—	—	—	—	—	—	—	83.6	—	—	—	—	—	
	判定未了(特定)	(1.3)	100.0	—	18.3	—	—	5.6	—	12.7	11.3	7.0	—	7.0	—	38.0	—	—	—	—	
その他(特定)	(3.4)	100.0	0.5	—	—	0.5	—	—	—	—	—	1.0	—	97.4	—	—	—	—	0.5		
その他(特定)	(3.1)	100.0	—	1.2	—	—	—	—	9.4	0.6	—	—	2.3	—	86.0	—	—	—	0.6		
その他(特定)	(0.2)	100.0	16.7	—	8.3	58.3	—	—	—	—	—	8.3	—	8.3	—	—	—	—	—		
その他(特定)	(0.7)	100.0	—	—	—	—	13.5	—	73.0	8.1	—	—	2.7	2.7	—	—	—	—	—		

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表(24-00-28)参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

令和6年における鑑別の受付人員は12,848人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の92.6%に当たる11,898人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区 分	総 数	家庭裁判所関係				法務省・厚生労働省関係					少年院の 指定に 係る鑑別
		自 所 収容者	在宅者	その他	矯正施設		保護観 察所等	児童自立 支援施設等			
					刑事施設	少年院					
人 員 (構 成 比)	12,848 (100.0)	6,384 (49.7)	6,140 (47.8)	244 (1.9)	－ (－)	4,658 (36.3)	210 (1.6)	2,169 (16.9)	2,271 (17.7)	8 (0.1)	1,806 (14.1)

(注) 3表(24-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区 分	総 数	家庭裁判所関係				法務省・厚生労働省関係					少年院の 指定に 係る鑑別
		自 所 収容者	在宅者	その他	矯正施設		保護観 察所等	児童自立 支援施設等			
					刑事施設	少年院					
人 員 (構 成 比)	11,898 (100.0)	5,393 (45.3)	5,152 (43.3)	240 (2.0)	1 (0.0)	4,697 (39.5)	203 (1.7)	2,182 (18.3)	2,303 (19.4)	9 (0.1)	1,808 (15.2)

(注) 3表(24-00-03)参照

12 退所者の退所事由別人員

令和6年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は6,002人で、前年（5,506人）に比べ496人（9.0%）増加している。これを男女別に見ると、男子が5,408人（構成比90.1%）、女子が594人（同9.9%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が2,231人と最も多く、次いで少年院送致が1,828人、試験観察が608人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区 分	総数	保 護 処 分			第5種 少年院 への 收容	知事・ 児童相 談 所長 送致	検察官 送致	審判 不開始 ・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験 観察	鑑別の ための 少年鑑 別所へ の收容 の終了	仮收容 の終了	その他
		保護 観察	児童自立 支援施設 ・児童 養護施設 送致	少年院 送致									
人員 { 総数	6,002	2,231	109	1,828	2	26	159	48	558	608	12	60	361
男	5,408	1,995	93	1,670	1	21	154	42	516	539	9	47	321
女	594	236	16	158	1	5	5	6	42	69	3	13	40
(構 成 比)	(100.0)	(37.2)	(1.8)	(30.5)	(0.0)	(0.4)	(2.6)	(0.8)	(9.3)	(10.1)	(0.2)	(1.0)	(6.0)
前年の 構成比	100.0	38.1	2.2	29.7	0.0	0.6	2.4	0.6	7.8	11.3	0.2	1.2	5.9

(注) 1 表 (24-00-01) 参照

Ⅱ 少年院

1 収容状況

令和6年における全国の少年院の1日平均収容人員は1,699人であり、前年（1,448人）に比べ251人（17.3%）増加している。男女別では、男子が1,537人（構成比90.5%）、女子が162人（同9.5%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。

平成27年を100とした指数で見ると、令和6年は、総数が65（男子64、女子73）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区	分	平成27年	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
人員	{ 総数 男 女	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393	1,283	1,448	1,699
		2,411	2,260	2,005	1,851	1,612	1,475	1,259	1,157	1,303	1,537
		221	202	183	160	165	141	133	126	145	162
指数	{ 総数 男 女	100	94	83	76	68	61	53	49	55	65
		100	94	83	77	67	61	52	48	54	64
		100	91	83	72	75	64	60	57	66	73

（注）少年院の統計表（以下記載を省略。）の1表（24-00-01）参照

2 新収容者等の人員

令和6年における新収容者等の人員は1,828人で、前年（1,632人）に比べ196人（12.0%）増加している。男女別では、男子が1,670人（構成比91.4%）、女子が158人（同8.6%）となっている。

最近10年間の新収容者等の人員の推移は、第2表のとおりである。

平成27年を100とした指数で見ると、令和6年は、総数が67（男子66、女子77）となっている。

第2表 新収容者等の人員の推移

区	分	平成27年	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
人員	{ 総数 男 女	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332	1,632	1,828
		2,538	2,369	1,999	1,933	1,594	1,487	1,258	1,203	1,498	1,670
		205	194	148	175	133	137	119	129	134	158
指数	{ 総数 男 女	100	93	78	77	63	59	50	49	59	67
		100	93	79	76	63	59	50	47	59	66
		100	95	72	85	65	67	58	63	65	77

（注）1 新収容者等とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者及び第5種少年院への収容となった者をいう（用語の解説参照）。

2 4表（24-00-04）参照

3 新収容者等の年齢

令和6年における新収容者等の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者等総数（1,828人）について年齢別構成比を見ると、19歳が23.0%と最も高く、次いで17歳が22.9%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳（23.5%）、17歳（22.6%）、18歳（22.0%）の順であり、女子は16歳及び17歳（25.3%）に次いで19歳（17.7%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では、男子は中間少年（46.7%）が高く、女子は年長少年（50.0%）が高かった。また、SE・SA対象者以外では、男子は年長少年（46.6%）が高く、女子は中間少年（52.0%）が高かった。

第3表 新収容者等の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区 分	総 数	年 少 少 年	少 年			中 間 少 年			年 長 少 年			20歳以上		
			13歳以下	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20歳以上				
人 員	総 数	1,828	260	10	74	176	749	331	418	819	388	420	11	
	男	1,670	232	9	64	159	669	291	378	769	367	392	10	
	女	158	28	1	10	17	80	40	40	50	21	28	1	
構 成 比	総 数	100.0	14.2	0.5	4.0	9.6	41.0	18.1	22.9	44.8	21.2	23.0	0.6	
	男	100.0	13.9	0.5	3.8	9.5	40.1	17.4	22.6	46.0	22.0	23.5	0.6	
	女	100.0	17.7	0.6	6.3	10.8	50.6	25.3	25.3	31.6	13.3	17.7	0.6	
	前年の構成比	100.0	12.3	0.4	3.8	8.1	37.9	17.1	20.8	49.8	22.5	26.6	0.6	
	矯正教育課程													
比	SE・SA対象者	男	100.0	11.7	－	3.3	8.3	46.7	23.3	23.3	41.7	20.0	21.7	－
		女	100.0	20.0	－	－	20.0	30.0	20.0	10.0	50.0	20.0	30.0	－
	SE・SA対象者以外	男	100.0	14.2	0.6	3.9	9.7	39.3	16.7	22.6	46.6	22.2	23.7	0.7
		女	100.0	17.6	0.7	6.8	10.1	52.0	25.7	26.4	30.4	12.8	16.9	0.7

（注）1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。

2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。

3 20表（24-00-20）参照

4 新収容者等の少年院の種類等

令和6年における新収容者等の少年院の種類別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が97.0%と最も高く、次いで第3種が1.9%、第2種が1.0%、第5種が0.1%となっている。

第4表 新収容者等の少年院の種類別人員・構成比

区 分	総 数	第1種	第2種	第3種	第5種
総 数	1,828	1,773	18	35	2
（ 構 成 比 ）	(100.0)	(97.0)	(1.0)	(1.9)	(0.1)
前 年 の 構 成 比	100.0	96.9	1.0	2.1	0.1

（注）1 （ ）内の数は、新収容者等総数（1,828名）に対する構成比である。

2 7表（24-00-07）参照

5 新収容者等の非行名

令和6年における新収容者等の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が81.5%、特別法犯が16.3%、ぐ犯が2.1%、第5種少年院への収容が0.1%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗（22.5%）、傷害（22.3%）、詐欺（9.8%）となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗（23.1%）、傷害（22.5%）、詐欺（9.9%）であった。女子は傷害（20.9%）が最も高く、次いで窃盗（15.8%）、覚醒剤取締法（11.4%）の順となっている。

第5表 新収容者等の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,828	100.0 (100.0)	1,670	100.0	158	100.0
刑 法 犯	1,489	81.5 (78.9)	1,377	82.5	112	70.9
公 務 執 行 妨 害	7	0.4 (0.2)	6	0.4	1	0.6
放 火	7	0.4 (0.6)	4	0.2	3	1.9
住 居 侵 入	11	0.6 (0.8)	11	0.7	—	—
不同意わいせつ・不同意性交等	113	6.2 (6.9)	113	6.8	—	—
殺 人	12	0.7 (0.7)	9	0.5	3	1.9
傷 害	408	22.3 (20.9)	375	22.5	33	20.9
過 失 運 転 致 死 傷	34	1.9 (2.0)	33	2.0	1	0.6
窃 盗	411	22.5 (22.9)	386	23.1	25	15.8
強 盗	134	7.3 (5.5)	123	7.4	11	7.0
詐 欺	180	9.8 (10.0)	166	9.9	14	8.9
恐 喝	91	5.0 (4.7)	81	4.9	10	6.3
暴力行為等処罰に関する法律	8	0.4 (0.2)	8	0.5	—	—
そ の 他	73	4.0 (3.4)	62	3.7	11	7.0
特 別 法 犯	298	16.3 (19.2)	263	15.7	35	22.2
覚 醒 剤 取 締 法	31	1.7 (1.6)	13	0.8	18	11.4
道 路 交 通 法	67	3.7 (5.4)	64	3.8	3	1.9
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	—	— (—)	—	—	—	—
そ の 他	200	10.9 (12.2)	186	11.1	14	8.9
ぐ 犯	39	2.1 (1.9)	29	1.7	10	6.3
第5種少年院への収容	2	0.1 (0.1)	1	0.1	1	0.6

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 4表(24-00-04)参照

6 新収容者等の入院回数

令和6年における新収容者等の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が90.2%、再入者が9.8%となっている。

第6表 新収容者等の入院回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人 員	1,828	1,649	163	15	1
(構 成 比)	(100.0)	(90.2)	(8.9)	(0.8)	(0.1)
前年の構成比	100.0	88.8	10.4	0.6	0.2

(注) 21表 (24-00-21) 参照。

なお、同表は少年院新収容者等の少年院送致歴を計上しているもので、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者等の薬物等使用関係

令和6年における新収容者等の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）22.7%、使用していない者（同「なし」）77.1%となっている。さらに、使用していた者について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に麻薬（大麻）（15.3%）、麻薬（大麻を除く）・あへん（3.3%）、覚醒剤（2.7%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が22.1%であるのに対し、女子が29.1%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は麻薬（大麻）（16.1%）、麻薬（大麻を除く）・あへん（3.2%）、覚醒剤（1.7%）の順となっている。また、女子は、覚醒剤（13.3%）が最も高く、次いで、麻薬（大麻）（6.3%）、麻薬（大麻を除く）・あへん（5.1%）の順となっている。

第7表 新収容者等の薬物等使用関係別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,828	100.0 (100.0)	1,670	100.0	158	100.0
あ り	415	22.7 (25.2)	369	22.1	46	29.1
麻薬（大麻を除く）・あへん	61	3.3 (2.2)	53	3.2	8	5.1
麻 薬 （ 大 麻 ）	279	15.3 (19.2)	269	16.1	10	6.3
覚 醒 剤	49	2.7 (2.4)	28	1.7	21	13.3
有 機 溶 剤	1	0.1 (-)	1	0.1	-	-
指 定 薬 物	2	0.1 (0.1)	2	0.1	-	-
そ の 他	23	1.3 (1.3)	16	1.0	7	4.4
な し	1,409	77.1 (74.3)	1,297	77.7	112	70.9
不 詳	4	0.2 (0.4)	4	0.2	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 10表 (24-00-10) 参照

8 新収容者等の共犯関係

令和6年における新収容者等の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者は46.2%、共犯関係がない者は48.7%となっている。また、共犯関係がある者の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（30.7%）、不良集団（7.1%）、学校仲間（1.9%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が46.6%、女子が42.4%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子31.1%、女子27.2%）が最も高く、次いで不良集団（男子7.3%、女子4.4%）となっている。

第8表 新収容者等の共犯関係別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,828	100.0 (100.0)	1,670	100.0	158	100.0
あり	845	46.2 (47.0)	778	46.6	67	42.4
学 校 仲 間	34	1.9 (1.3)	30	1.8	4	2.5
遊 び 仲 間	562	30.7 (31.7)	519	31.1	43	27.2
職 場 仲 間	13	0.7 (1.3)	13	0.8	—	—
施 設 仲 間	7	0.4 (0.8)	6	0.4	1	0.6
親 族	17	0.9 (0.5)	14	0.8	3	1.9
行 き ず り	20	1.1 (0.6)	17	1.0	3	1.9
不 良 集 団	129	7.1 (7.4)	122	7.3	7	4.4
そ の 他	63	3.4 (3.4)	57	3.4	6	3.8
な し	891	48.7 (48.2)	804	48.1	87	55.1
不 詳	92	5.0 (4.8)	88	5.3	4	2.5

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(24-00-17) 参照

9 新収容者等の非行時の身上

令和6年における新収容者等の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者は52.6%、該当のない者は47.4%となっている。また、該当のある者について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が32.0%と最も高く、次いで2号観察中が8.3%、特定1号観察中が7.9%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は該当のある者（54.0%）が該当のない者（46.0%）を上回っており、女子については、該当のない者（61.4%）が該当のある者（38.6%）を上回っている。

第9表 新収容者等の非行時の身上別人員及び構成比

区 分	総数	構成比			男	構成比	女	構成比
総数	1,828	100.0	(100.0)		1,670	100.0	158	100.0
該 当 あ り	962	52.6	(51.7)		901	54.0	61	38.6
1 号 観 察 中	585	32.0	(31.3)		547	32.8	38	24.1
2 号 観 察 中	152	8.3	(9.7)		145	8.7	7	4.4
特 定 1 号 観 察 中	144	7.9	(6.1)		138	8.3	6	3.8
特 定 2 号 観 察 中	11	0.6	(0.3)		11	0.7	-	-
試験観察中	10	0.5	(0.8)		8	0.5	2	1.3
補導委託 在 宅	55	3.0	(3.1)		47	2.8	8	5.1
刑 執 行 猶 予 中	-	-	(-)		-	-	-	-
施 設 在 所 中	5	0.3	(0.4)		5	0.3	-	-
該 当 な し	866	47.4	(48.3)		769	46.0	97	61.4
不 詳	-	-	(-)		-	-	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (24-00-12) 参照

10 新収容者等の非行時の職業

令和6年における新収容者等の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の39.9%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が31.1%、学生・生徒が28.9%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が27.2%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が3.7%となっている。

第10表 新収容者等の非行時の職業別人員及び構成比

区 分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設 ・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他 の職業	無職者		不詳
				調理	接客	その他							学生・ 生徒	その他	
総 数	1,828	4	7	14	68	13	6	3	18	497	47	52	528	569	2
(構 成 比)	(100.0)	(0.2)	(0.4)	(0.8)	(3.7)	(0.7)	(0.3)	(0.2)	(1.0)	(27.2)	(2.6)	(2.8)	(28.9)	(31.1)	(0.1)
前年の構成比	100.0	-	0.7	0.9	3.6	1.6	0.4	0.4	2.0	28.3	1.7	3.2	29.3	27.6	0.2

(注) 26表 (24-00-26) 参照

11 新収容者等の教育程度

令和6年における新収容者等の教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く42.5%、次いで高等学校在学が20.7%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は8.8%、中学校卒業の者の占める割合は18.3%となっている。

第11表 新収容者等の教育程度の構成比

区 分	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳		在学	中退	卒業	不詳		
総数	100.0	27.1	8.8	18.3	0.1	-	71.1	20.7	42.5	7.9	-	1.8
	(1,828)	(496)	(160)	(335)	(1)	(-)	(1,300)	(379)	(776)	(145)	(-)	(32)
男	100.0	27.2	8.6	18.5	0.1	-	71.3	20.1	43.0	8.2	-	1.6
女	100.0	26.6	10.1	16.5	-	-	69.6	27.8	36.7	5.1	-	3.8
前年の構成比	100.0	27.3	7.8	19.5	-	-	68.9	21.6	40.5	6.7	-	3.8

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 24表 (24-00-24) 参照

12 新収容者等の不良集団関係

令和6年における新収容者等の保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者は47.2%、関係のない者は51.3%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が32.7%と最も高く、次いで暴走族が7.5%、不良生徒・学生集団が4.4%となっている。

なお、保護者別の実数については、総数1,828人中、実父母649人、実父176人、実母709人、実父義母18人、義父実母187人、養父（母）20人、その他62人、なし7人となっている。

第12表 新収容者等の保護者別不良集団関係の構成比

保護者	不良集団	総数	あり					なし	不詳
				不良生徒・ 学生集団	地域不良 集団	暴走族	暴力団		
総	数	100.0 (1,828)	47.2 (863)	4.4 (81)	32.7 (598)	7.5 (138)	2.5 (46)	51.3 (937)	1.5 (28)
前年の構成比		100.0	47.1	4.0	34.6	6.4	2.1	51.3	1.6
保護者	実 父 母	100.0	47.1	4.8	32.8	7.2	2.3	51.8	1.1
	実 父	100.0	41.5	2.3	27.3	9.1	2.8	56.3	2.3
	実 母	100.0	48.2	5.2	32.9	7.6	2.5	49.6	2.1
	実 父 義 母	100.0	44.4	5.6	33.3	5.6	-	55.6	-
	義 父 実 母	100.0	51.3	3.7	36.9	8.0	2.7	48.1	0.5
	養 父（ 母 ）	100.0	35.0	-	25.0	5.0	5.0	65.0	-
	そ の 他	100.0	46.8	1.6	35.5	6.5	3.2	51.6	1.6
	な し	100.0	28.6	-	28.6	-	-	71.4	-
不 詳		...	...	...	...	...	...	...	...

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 31表(24-00-31)参照

3 令和6年は保護者不詳の該当者がなかった。

13 新収容者等の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

令和6年における新収容者等の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者は67.2%、ない者は32.8%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が35.4%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が14.6%、特定少年の保護観察が7.6%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は88.8%に当たる1,091人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が25.1%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が21.1%、1月を超え3月以内が20.2%となっている。

第13表 新収容者等の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区 分	総数	あり	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年 院 検 察 官											なし	不詳
			保 護 観 察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致	児童相談所長送致	検 察 官 送 致	審 判 不 開 始	刑 行 執 行 猶 予 等	特 定 少 年 院 観 察 送 致	少 年 院 送 致	検 察 官 送 致			
人 員	総数	1,828	1,229	647	26	123	5	12	266	2	139	7	2	599	-
	男	1,670	1,154	605	23	114	4	12	254	2	131	7	2	516	-
	女	158	75	42	3	9	1	-	12	-	8	-	-	83	-
構 成 比	総数	100.0	67.2	35.4	1.4	6.7	0.3	0.7	14.6	0.1	7.6	0.4	0.1	32.8	-
	男	100.0	69.1	36.2	1.4	6.8	0.2	0.7	15.2	0.1	7.8	0.4	0.1	30.9	-
	女	100.0	47.5	26.6	1.9	5.7	0.6	-	7.6	-	5.1	-	-	52.5	-
前 年 の 構 成 比		100.0	67.0	35.7	1.0	7.8	0.6	0.8	14.3	0.1	6.0	0.5	0.2	33.0	-
処 分 あ り	<100.0>		1,229	647	26	123	5	12	266	2	139	7	2		
			(100.0)	(52.6)	(2.1)	(10.0)	(0.4)	(1.0)	(21.6)	(0.2)	(11.3)	(0.6)	(0.2)		
前回処分後の非行	<88.8> [100.0]	1,091	583	24	121	5	9	216	2	123	6	2			
1 月 以 内	[7.2]	79	37	3	2	-	-	21	-	15	-	1			
3 月 以 内	[20.2]	220	119	7	18	-	7	40	-	28	1	-			
6 月 以 内	[21.1]	230	114	3	31	-	2	41	-	37	2	-			
1 年 以 内	[25.1]	274	156	1	38	1	-	51	2	23	2	-			
1年6月以内	[12.6]	137	75	2	16	1	-	26	-	17	-	-			
2 年 以 内	[6.7]	73	43	2	11	1	-	13	-	1	1	1			
2年を超える	[7.1]	78	39	6	5	2	-	24	-	2	-	-			
前回処分前の非行	<11.1>	137	64	1	2	-	3	50	-	16	1	-			
施設在所中の非行	<0.1>	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-			
不詳	<->	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

（注） 1 （ ）内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表（24-00-14）参照

14 新収容者等の非行名別矯正教育課程等

令和6年における新収容者等の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が817人、支援教育課程（N）が684人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が190人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は傷害（182人）、窃盗（152人）、詐欺（102人）、支援教育課程は窃盗（187人）、傷害（148人）、詐欺（52人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は傷害（48人）、窃盗（37人）、詐欺（21人）の順となっている。

第14表 新収容者等の非行名別矯正教育課程の人員

非	行	名	総数	S	P	S・P以外				
						E	A	N	D	
総		数	1,828 (100.0)	190 (10.4)	2 (0.1)	1,636 (89.5)	100 (5.5)	817 (44.7)	684 (37.4)	35 (1.9)
刑	法	犯	1,489	167	-	1,322	90	652	555	25
公	務	執	7	1	-	6	-	1	4	1
放		火	7	-	-	7	1	1	3	2
住	居	入	11	-	-	11	-	5	6	-
不	同	意	113	9	-	104	16	43	43	2
殺	人		12	-	-	12	-	4	7	1
傷	害		408	48	-	360	24	182	148	6
過	失	運	34	6	-	28	1	16	11	-
窃		盜	411	37	-	374	28	152	187	7
強		盜	134	14	-	120	7	74	38	1
詐		欺	180	21	-	159	4	102	52	1
恐		喝	91	15	-	76	5	38	33	-
暴	力	行	8	2	-	6	1	3	2	-
そ	の	他	73	14	-	59	3	31	21	4
特	別	法	298	23	-	275	5	157	106	7
覚	せ	剤	31	-	-	31	1	14	15	1
道	路	交	67	8	-	59	1	26	32	-
毒	物	及	-	-	-	-	-	-	-	-
そ	の	他	200	15	-	185	3	117	59	6
ぐ		犯	39	-	-	39	5	8	23	3
第	5	種	2	-	2	-	-	-	-	-
前	年	の	100.0	10.8	0.1	89.2	4.4	47.3	35.4	2.1

- (注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。
- 2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照
- 3 ()内の数は、新収容者等総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。
- 4 12表 (24-00-12)参照

15 新収容者等の矯正教育課程別前回矯正教育課程

令和6年における新収容者等の矯正教育課程別前回処遇課程の人員は、第15表のとおりである。再入者187人（構成比10.2%）であった。

前回矯正教育課程と今回矯正教育課程を見ると、前回矯正教育課程で最も多い支援教育課程（N）の者（78人）の今回矯正教育課程については、社会適応過程（A）の39人が最多である。次に多い社会適応過程（A）の者（71人）の今回矯正教育課程については、前回矯正教育課程と同じ社会適応過程（A）の64人が最多となっている。

第15表 新収容者等の矯正教育課程別前回矯正教育課程の人員

前回矯正教育課程 今回矯正教育課程	総数	矯正教育課程							なし
		SE, SA 対象者	E	A	N	D	P		
総数	1,828 (100.0)	187 (10.2)	27 (1.5)	7 (0.4)	71 (3.9)	78 (4.3)	4 (0.2)	－ (－)	1,641 (89.8)
SE・SA	190	－	－	－	－	－	－	－	190
E	100	－	－	－	－	－	－	－	100
A	817	124	15	5	64	39	1	－	693
N	684	56	12	2	6	36	－	－	628
D	35	7	－	－	1	3	3	－	28
P	2	－	－	－	－	－	－	－	2

(注) 1 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

2 ()内の数は、新収容者等総数（1,828名）に対する構成比である。

3 30表（24-00-30）参照

16 出院者の人員

令和6年における出院者の人員は1,635人で、前年(1,328人)に比べ307人(23.1%)増加している。これを男女別に見ると、男子が1,494人(構成比91.4%)、女子が141人(同8.6%)となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が5人(構成比0.3%)、仮退院が1,630人(同99.7%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区 分		平成27年	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
人員	総数	2,879	2,750	2,475	2,156	2,065	1,698	1,567	1,363	1,328	1,635
	男	2,646	2,544	2,282	2,006	1,901	1,551	1,444	1,236	1,212	1,494
	女	233	206	193	150	164	147	123	127	116	141
人員	退院	8	7	6	10	12	6	7	4	1	5
	仮退院	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053	1,692	1,560	1,359	1,327	1,630
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.4	0.3	0.1	0.3
	仮退院	99.7	99.7	99.8	99.5	99.4	99.6	99.6	99.7	99.9	99.7

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(用語の解説参照)。

2 1表(24-00-01)参照

17 仮退院者の在院期間

令和6年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、120～140日が54.3%と最も高く、次いで141～161日が38.1%、162～182日が5.7%の順となっている。

第17表 仮退院者(SE・SA対象者)の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日 以下	57～ 77日	78～ 98日	99～ 119日	120～ 140日	141～ 161日	162～ 182日	183日 以上
人 員		210	-	-	1	2	114	80	12	1
構 成 比		100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	0.5 (0.7)	1.0 (-)	54.3 (60.1)	38.1 (30.7)	5.7 (7.2)	0.5 (1.3)

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 37表(24-00-37)参照

次に、S E・S A対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が57.4%と最も高く、次いで361～450日が29.5%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（S E・S A対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	180日以下	181～270日	271～360日	361～450日	451～540日	541～630日	631～720日	721日以上
人 員		1,420	-	15	815	419	77	42	20	32
構 成 比		100.0 (100.0)	- (-)	1.1 (2.0)	57.4 (57.2)	29.5 (28.4)	5.4 (5.1)	3.0 (3.4)	1.4 (0.6)	2.3 (3.3)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (24-00-36)参照

18 出院者の職業指導

令和6年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の98.9%に当たる1,617人である。

次に、職業指導を受けた者について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が58.1%と最も多く、次いで製品企画が22.1%、I C T技術が7.2%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比
総 数	1,635	100.0 (100.0)
木 工	26	1.6 (2.0)
陶 芸	24	1.5 (2.1)
農 園 芸	8	0.5 (1.9)
溶 接	6	0.4 (0.7)
職業生活設計指導	950	58.1 (53.5)
自動車整備	1	0.1 (0.1)
情報処理	2	0.1 (1.4)
電気工事	1	0.1 (0.2)
土木・建築	-	- (0.5)
手 芸	-	- (0.2)
伝統工芸	-	- (-)
給排水設備	1	0.1 (0.2)
介護福祉	8	0.5 (0.6)
職業生活技能向上指導	26	1.6 (3.8)
製品企画	362	22.1 (18.9)
総合建設	27	1.7 (3.3)
生活関連サービス	52	3.2 (1.7)
I C T 技術	118	7.2 (8.1)
そ の 他	5	0.3 (0.4)
な し	18	1.1 (0.5)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (24-00-40) 参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。

19 出院者の資格・免許

令和6年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の62.0%に当たる1,013人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に情報・通信技術、OA機器操作関連資格（16.9%）、溶接技能者（8.6%）、危険物取扱者（6.5%）となっている。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者の構成比を男女別に見ると、男女ともに、情報・通信技術、OA機器操作関連資格（男子13.5%、女子52.5%）が最も高くなっている。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の36.6%に当たる598人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に高卒認定試験（認定試験合格）（7.2%）、珠算検定（7.1%）、高卒認定試験（一部科目合格）（6.6%）となっており、男女別に見ると、男子は高卒認定試験（認定試験合格）（7.4%）が最も高く、高卒認定試験（一部科目合格）（6.4%）、珠算検定（3.8%）の順となっている。女子は珠算検定（41.8%）が最も高くなっており、高卒認定試験（一部科目合格）（9.2%）、高卒認定試験（認定試験合格）（5.0%）となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの						職業指導に関連のないもの					
	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,635	100.0	1,494	100.0	141	100.0	1,635	100.0	1,494	100.0	141	100.0
溶 接 技 能 者	141	8.6	141	9.4	-	-	5	0.3	5	0.3	-	-
珠 算 検 定	-	-	-	-	-	-	116	7.1	57	3.8	59	41.8
自 動 車 整 備 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	276	16.9	202	13.5	74	52.5	-	-	-	-	-	-
電 気 工 事 士	6	0.4	6	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-
危 険 物 取 扱 者	107	6.5	107	7.2	-	-	20	1.2	19	1.3	1	0.7
大型特殊自動車運転免許	43	2.6	43	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-
販売・サービス関係資格	1	0.1	-	-	1	0.7	1	0.1	1	0.1	-	-
事 務 関 係 資 格	10	0.6	1	0.1	9	6.4	10	0.6	6	0.4	4	2.8
消 防 設 備 士	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員初任者研修修了	22	1.3	15	1.0	7	5.0	-	-	-	-	-	-
電 気 主 任 技 術 者	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス設備士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配 管 技 能 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
造 園 技 能 士	6	0.4	6	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-
建 築 大 工 技 能 士	3	0.2	3	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校卒業程度認定試験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高卒認定試験(一部科目合格)	-	-	-	-	-	-	108	6.6	95	6.4	13	9.2
高卒認定試験(認定試験合格)	-	-	-	-	-	-	118	7.2	111	7.4	7	5.0
そ の 他	396	24.2	391	26.2	5	3.5	220	13.5	197	13.2	23	16.3
な し	622	38.0	577	38.6	45	31.9	1,037	63.4	1,003	67.1	34	24.1

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なものを計上した。

2 42表（24-00-42）及び43表（24-00-43）参照

20 新収容者等（特定少年）の傾向

令和3年5月、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正少年法」という。）が成立し、令和4年4月1日から施行された。改正少年法では、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、18歳及び19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例が定められた。

少年矯正統計年報においては、審判決定等が特定少年の符号の者を特定少年とする。少年院新収容者等のうち、特定少年の傾向は以下のとおりである。

（1）特定少年の年齢別人員及び構成比

令和6年における新収容者等（特定少年）の年齢別人員及び構成比は、第21-1表のとおりである。

新収容者等の総数は1,828人であり、そのうち特定少年は815人（構成比44.6%）であった。特定少年の男女比は、男子が765人（同93.9%）、女子が50人（同6.1%）であった。

第21-1表 特定少年の年齢別人員及び構成比

区 分	総 数	17歳以下	18 歳	19 歳	20歳以上
少年院新収容者等	1,828	1,009	388	420	11
うち、特定少年	815	-	384	420	11
{ 総数					
男	765	-	363	392	10
女	50	-	21	28	1

（注） 少年院20表（24-00-20）参照

（2）特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

令和6年における特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第21-2表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が50.4%と最も高く、次に保護観察64条1項2号が32.5%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が42.3%と最も高く、次いで少年院送致が34.1%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察は、保護観察64条1項2号が88.7%、保護観察64条1項1号が68.2%、少年院送致は、第5種少年院への収容が100%、少年院送致が62.9%となっている。

第21－2表 特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等		総数	保護処分		第5種少年院への収容	検察官送致		審判開始・不処分(特定)	観護措置の取消し(特定)	試験観(特定)	その他(特定)	
			保護観察(特定)	少年院送致(特定)		検察官送致(特定)	検察官送致(特定62条2項2号)					
鑑別判定												
人員	総数	2,378	1,007	811	2	56	43	35	234	186	4	
	保護不要(特定)	13	4	-	-	-	-	8	-	1	-	
	保護観察64条1項1号	22	15	4	-	-	-	-	1	2	-	
	保護観察64条1項2号	773	686	8	-	1	-	7	21	49	1	
	少年院送致(特定)	1,199	267	754	-	7	5	7	32	126	1	
	第5種少年院への収容	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
	保護不適検察官送致(特定)	143	20	35	-	36	33	3	6	8	2	
	保護不適その他(特定)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	保留(特定)	62	13	4	-	8	5	5	27	-	-	
判定未了(特定)	154	2	-	-	1	-	4	147	-	-		
その他の(特定)	9	-	5	-	3	-	1	-	-	-		
構成比	総数	(100.0)	100.0	42.3	34.1	0.1	2.4	1.8	1.5	9.8	7.8	0.2
	保護不要(特定)	(0.5)	100.0	30.8	-	-	-	61.5	-	7.7	-	
	保護観察64条1項1号	(0.9)	100.0	68.2	18.2	-	-	-	4.5	9.1	-	
	保護観察64条1項2号	(32.5)	100.0	88.7	1.0	-	0.1	0.9	2.7	6.3	0.1	
	少年院送致(特定)	(50.4)	100.0	22.3	62.9	-	0.6	0.4	0.6	2.7	10.5	0.1
	第5種少年院への収容	(0.1)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	保護不適検察官送致(特定)	(6.0)	100.0	14.0	24.5	-	25.2	23.1	2.1	4.2	5.6	1.4
	保護不適その他(特定)	(0.0)	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	保留(特定)	(2.6)	100.0	21.0	6.5	-	12.9	8.1	8.1	43.5	-	-
判定未了(特定)	(6.5)	100.0	1.3	-	-	0.6	-	2.6	95.5	-	-	
その他の(特定)	(0.4)	100.0	-	55.6	-	33.3	-	11.1	-	-	-	

(注) 少年鑑別所28表(24-00-28) 参照

(3) 特定少年の少年院の種類及び矯正教育課程

令和6年における新収容者等(特定少年)の矯正教育課程及び構成比は、第21－3表及び第21－4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、総数については、第1種が97.0%と最も高く、次いで第3種が1.9%、第2種が1.0%、第5種が0.1%となっている。特定少年については、第1種が95.3%と最も高く、次いで第3種が2.3%、第2種が2.1%、第5種が0.2%となっている。

矯正教育課程の構成比を見ると、総数については、A1が36.8%と最も高く、次いでN3が23.2%となっている。特定少年については、A1が38.9%と最も高く、次いでN3が22.2%となっている。

第21－3表 特定少年の少年院の種類及び構成比

区分	総数	第1種	第2種	第3種	第5種
総数	1,828	1,773	18	35	2
構成比		(97.0)	(1.0)	(1.9)	(0.1)
うち、特定少年	815	777	17	19	2
		(95.3)	(2.1)	(2.3)	(0.2)

(注) 少年院7表(24-00-07) 参照

第21－4表 特定少年の少年院の種類及び構成比

区分	総数	S E	E 1	E 2	S A	A 1	A 2	A 3	N 1	N 2	N 3	A 4	A 5	N 4	N 5	D	P 1	P 2
総数	1,828	13	-	100	177	673	124	4	119	139	424	16	-	2	-	35	-	2
構成比		(0.7)	(0.0)	(5.5)	(9.7)	(36.8)	(6.8)	(0.2)	(6.5)	(7.6)	(23.2)	(0.9)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(1.9)	(0.0)	(0.1)
うち、特定少年	815	-	-	-	80	317	100	1	50	48	181	15	-	2	-	19	-	2
		(-)	(-)	(-)	(9.8)	(38.9)	(12.3)	(0.1)	(6.1)	(5.9)	(22.2)	(1.8)	(-)	(0.2)	(-)	(2.3)	(-)	(0.2)

(注) 少年院7表(24-00-07) 参照

(4) 特定少年の非行時の身上

令和6年における新収容者等（特定少年）の非行時の身上及び構成比は、第21－5表のとおりである。

新収容者等の総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが52.6%、該当なしが47.4%となっているが、特定少年については、該当ありが59.8%、該当なしが40.2%となっている。特定少年のうち、非行時の身上に該当のある者の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が（26.0%）、特定1号観察中が（17.7%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第21－5表 特定少年の非行時の身上別人員及び構成比

区 分	少年院 新収容者等	構成比	うち、 特定少年	構成比
総 数	1,828	(100.0)	815	(100.0)
該 当 あ り	962	(52.6)	487	(59.8)
1 号 観 察 中	585	(32.0)	212	(26.0)
2 号 観 察 中	152	(8.3)	105	(12.9)
特 定 1 号 観 察 中	144	(7.9)	144	(17.7)
特 定 2 号 観 察 中	11	(0.6)	11	(1.3)
試験観察中	10	(0.5)	3	(0.4)
補導委託 在宅	55	(3.0)	12	(1.5)
刑 執 行 猶 予 中	－	(－)	－	(－)
施 設 在 所 中	5	(0.3)	－	(－)
該 当 な し	866	(47.4)	328	(40.2)
不 詳	－	(－)	－	(－)

(注) 少年院12表（24-00-12）参照

(5) 特定少年の非行名

令和6年における新収容者等の非行名別人員及び構成比は、第21－6表のとおりである。

総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（22.5%）、傷害（22.3%）、詐欺（9.8%）の順となっているが、そのうち、特定少年の構成比を見ると窃盗（20.9%）、傷害（17.7%）、詐欺（13.4%）となっており、同様の順となっている。

第21－6表 特定少年の非行名別人員及び構成比

非 行 名	少年院 新収容者等	構成比	うち、 特定少年	構成比
総 数	1,828	100.0	815	100.0
刑 法 犯	1,489	81.5	620	76.1
公 務 執 行 妨 害	7	0.4	5	0.6
放 火	7	0.4	4	0.5
住 居 侵 入	11	0.6	8	1.0
不同意わいせつ・不同意性交等	113	6.2	34	4.2
殺 人	12	0.7	3	0.4
傷 害	408	22.3	144	17.7
過 失 運 転 致 死 傷	34	1.9	2	0.2
窃 盗	411	22.5	170	20.9
強 盗	134	7.3	51	6.3
詐 欺	180	9.8	109	13.4
恐 喝	91	5.0	42	5.2
暴力行為等処罰に関する法律	8	0.4	3	0.4
そ の 他	73	4.0	45	5.5
特 別 法 犯	298	16.3	193	23.7
覚 醒 剤 取 締 法	31	1.7	16	2.0
道 路 交 通 法	67	3.7	26	3.2
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	－	0.0	－	－
そ の 他	200	10.9	151	18.5
ぐ 犯	39	2.1	－	－
第5種少年院への収容	2	0.1	2	0.2

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 少年院4表(24-00-04)参照

(6) 特定少年の非行時の職業

令和6年における新収容者等(特定少年)の非行時の職業別人員及び構成比は、第21－7表のとおりである。構成比を見ると、新収容者等の総数については、有職者が全体の39.9%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が31.1%、学生・生徒が28.9%となっている。特定少年については、有職者が全体の49.7%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が37.3%、学生・生徒が12.8%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、総数は、建設・採掘が27.2%で最も高く、次いでサービス職業(接客関係)が3.7%となっている。特定少年は、建設・採掘が31.5%で最も高く、次いでサービス職業(接客関係)が5.5%となっている。

第21-7表 特定少年の非行時の職業別人員及び構成比

区 分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送・ 機械運転	生産 工程	建設 ・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他 の職業	無職者		不詳
				調理	接客	その他							学生・ 生徒	その他	
少年院新収容者等 (構成比)	1,828 (100.0)	4 (0.2)	7 (0.4)	14 (0.8)	68 (3.7)	13 (0.7)	6 (0.3)	3 (0.2)	18 (1.0)	497 (27.2)	47 (2.6)	52 (2.8)	528 (28.9)	569 (31.1)	2 (0.1)
うち、特定少年 (構成比)	815 (100.0)	3 (0.4)	6 (0.7)	11 (1.3)	45 (5.5)	7 (0.9)	3 (0.4)	1 (0.1)	11 (1.3)	257 (31.5)	23 (2.8)	38 (4.7)	104 (12.8)	304 (37.3)	2 (0.2)

(注) 少年院26表(24-00-26)参照

(7) 特定少年の教育程度

令和6年における新収容者等の非行時の教育程度の構成比は、第21-8表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く42.5%、次いで高等学校在学が20.7%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は8.8%、中学校卒業の者の占める割合は18.3%となっている。

特定少年の構成比は、高等学校中退が最も高く50.8%、次いで高等学校卒業が17.8%、中学校卒業が15.8%となっている。また、高等学校在学の者の占める割合は12.1%となっている。

第21-8表 特定少年の教育程度の構成比

区 分	総数	中学校					高等学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳		在学	中退	卒業	不詳		
少年院新収容者等	100.0 (1,828)	27.1 (496)	8.8 (160)	18.3 (335)	0.1 (1)	- (-)	71.1 (1,300)	20.7 (379)	42.5 (776)	7.9 (145)	- (-)	1.8 (32)
男	100.0	27.2	8.6	18.5	0.1	-	71.3	20.1	43.0	8.2	-	1.6
女	100.0	26.6	10.1	16.5	-	-	69.6	27.8	36.7	5.1	-	3.8
うち、特定少年	100.0 (815)	15.8 (129)	- (-)	15.8 (129)	- (-)	- (-)	80.7 (658)	12.1 (99)	50.8 (414)	17.8 (145)	- (-)	3.4 (28)
男	100.0	16.2	-	16.2	-	-	80.8	11.9	51.0	17.9	-	3.0
女	100.0	10.0	-	10.0	-	-	80.0	16.0	48.0	16.0	-	10.0

(注) 少年院24表(24-00-24)参照

(8) 特定少年の薬物等使用関係

令和6年における新収容者等の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第21-9表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者(表中の「あり」)22.7%、使用していない者(同「なし」)77.1%となっている。さらに、使用していた者について、使用薬物等の構成比を見ると、高いものから順に麻薬(大麻)(15.3%)、麻薬(大麻を除く)・あへん(3.3%)、覚醒剤(2.7%)となっている。

次に、特定少年の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者(表中の「あり」)28.8%、使用していない者(同「なし」)71.2%となっている。さらに、使用していた者について、使用薬物等の構成比を見ると、高いものから順に麻薬(大麻)(19.1%)、麻薬(大麻を除く)・あへん(4.9%)、覚醒剤(3.2%)となっている。

第21－9表 特定少年の薬物使用関係別人員及び構成比

区 分	少年院 新収容者等	構成比		男	構成比	女	構成比	うち、 特定少年	構成比		男	構成比	女	構成比
総 数	1,828	100.0	(100.0)	1,670	100.0	158	100.0	815	100.0	(100.0)	765	100.0	50	100.0
あ り	415	22.7	(25.2)	369	22.1	46	29.1	235	28.8	(32.6)	220	28.8	15	30.0
麻薬(大麻を除く)・あへん	61	3.3	(2.2)	53	3.2	8	5.1	40	4.9	(3.0)	38	5.0	2	4.0
麻 薬 (大 麻)	279	15.3	(19.2)	269	16.1	10	6.3	156	19.1	(24.7)	152	19.9	4	8.0
覚 醒 剤	49	2.7	(2.4)	28	1.7	21	13.3	26	3.2	(3.7)	19	2.5	7	14.0
有 機 溶 剤	1	0.1	(-)	1	0.1	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-
指 定 薬 物	2	0.1	(0.1)	2	0.1	-	-	1	0.1	(-)	1	0.1	-	-
そ の 他	23	1.3	(1.3)	16	1.0	7	4.4	12	1.5	(1.2)	10	1.3	2	4.0
な し	1,409	77.1	(74.3)	1,297	77.7	112	70.9	580	71.2	(67.0)	545	71.2	35	70.0
不 詳	4	0.2	(0.4)	4	0.2	-	-	-	-	(0.4)	-	-	-	-

(注) 少年院10表(24-00-10)参照